

令和4年1月27日
〔 外 務 省 〕
〔 財 務 省 〕
〔 経 済 産 業 省 〕

タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置の対象者の削除について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1989号及び第2253号等に基づき、同理事会制裁委員会（以下「制裁委員会」という。）により指定されたタリバーン関係者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会がタリバーン関係者等として指定する資産凍結等の対象者リストから1個人を削除したことに伴い、当該者に対する資産凍結等の措置を解除することとする。

（1）措置の内容

外務省告示（1月28日公布）により、資産凍結等の措置の対象から削除されるタリバーン関係者等に対する外国為替及び外国貿易法に基づく支払規制及び資本取引規制等を1月28日付で解除する。

（2）対象者

別添参照

（注）今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計517個人・団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室
財務省国際局調査課外国為替室
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3580-3311 内線 3307
TEL 03-3581-4111 内線 5753
TEL 03-3501-1511 内線 3241

(別添)

○削除されるタリバーン関係者等

357. ハリール・ベン・アフメド・ベン・モハメド・ジャラーヤ(別名:(a)ハリール・ヤラーヤ(b)ベン・ナルバン・アブデル・アジーズ(1970年8月15日、旧ユーゴスラビアのセレカ(Sereka)において出生)(c)アブデル・アジーズ・ベン・ナルバン(1970年8月15日、旧ユーゴスラビアのセレカ(Sereka)において出生)(d)アムロ(e)オマル(f)アムルー(g)アムル)

KHALIL BEN AHMED BEN MOHAMED JARRAYA

(original script: خليل بن احمد بن محمد جرایة)

(a.k.a.: (a)Khalil Yarraya (b)Ben Narvan Abdel Aziz, born 15 Aug. 1970 in Sereka, former Yugoslavia (c)Abdel Aziz Ben Narvan, born 15 Aug. 1970 in Sereka, former Yugoslavia (d)Amro (e)Omar (f)Amrou (g)Amr)

称号:不明

役職:不明

生年月日:1969年2月8日

出生地:Sfax, Tunisia

国籍:チュニジア

旅券番号:チュニジア旅券 K989895(1995年7月26日 Genoa, Italyにおいて発行、2000年7月25日失効)

ID番号:不明

住所:Nuoro, Italy

国連制裁委員会による指定日:2003年6月25日(2004年11月26日、2005年12月20日、2007年10月17日、2008年9月16日、2009年3月24日、8月10日、2010年8月6日、2019年12月6日及び2020年9月10日に改訂)

その他の情報:テロ行為に関する事件に関係しているため2008年8月9日以降イタリアにおいて拘留されていた。2015年2月24日にイタリアからチュニジアに追放された。国連安全保障理事会決議第1822号(2008年)に基づく見直しは2010年6月15日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号(2017年)に基づく見直しは2019年12月4日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>